


自己評価書作成に当たっての 留意点について

平成25年6月
大学評価・学位授与機構
自己評価担当者研修会

1



一般的留意事項 (“認証／選択”評価共通)

(資料3) 『大学機関別認証評価:自己評価実施要項』
(資料8) 『大学機関別選択評価:自己評価実施要項』

2

自己評価書の公開

- 提出して頂く自己評価書は、評価終了後、評価結果と共に、大学評価・学位授与機構のHPにおいて、原文のまま公開します。

3

自己評価書だけで分かるように

- 当事者以外は別添資料を参照することは困難ですから、自己評価書だけで大学の状況の概略が分かるように記述して下さい。

4

観点ごとの記述(1)

- 【観点に係る状況】には客観的事実のみを記述し、
- 【分析結果とその根拠理由】で上述の事実に基づいて自己評価する。
- 大学が当然に実施している事柄に関する記述は出来るだけ簡略(あるいは省略)にして、貴学の特色が明確になるように記述して下さい。

5

記述・分析は資料・データを基に 具体的に！

- 具体的でない記述の例：
 - 学生による授業評価の結果を踏まえて、授業改善を実施している。
 - 評価結果を改善に活かしている。
 - 活発に活動している。
 - 多くの成果を上げている。
 - 高く評価されている。
 - 学生の満足度が高い。

6

具体的でない記述に対しては・・・

○具体的な説明(又は、資料の追加提出)を求める

→ 二度手間

又は

○評価対象としない → 折角書いたのに・・・

7

記述はありのままを！

○実状を**ありのまま**に記述して下さい → 評価者 (Peer) → 状況が目につかぶ → 評価し易い

○「**創作 (?)**」を含む記述 → 評価者 (Peer) → 状況が目につかばない・訪問調査で実状が分かる → **自己点検・評価能力の欠如と判断!**

8

観点ごとの記述(2)

—『自己評価実施要項』別紙2—

- 【**関係法令等**】(主要なものは、各観点に記載)を踏まえて分析してください。
- 【**留意点**】をよくお読みの上、分析してください。
 - 「●(クロマル)留意点」:当該観点では分析せずに、指定された観点で分析。
 - 「大学院を有する場合には同様に～」など漏れないように。
- 【**根拠となる資料・データ等**】
 - 「提出必須」とあるものは、必ず提出。
- 【**Q&A**】も、必要に応じて、参照してください。

9

「優れた点」

(参考:『大学機関別認証評価:評価実施手引書』p.8)

- 大学の目的・目標に照らして、優れていると判断されるもの
- 大学の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、成果が上がっていると判断されるもの
- 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組であり、成果が上がっていると判断されるもの
- 大学一般に期待される水準から見て、優れていると判断されるもの

10

「改善を要する点」

(参考: 『大学機関別認証評価: 評価実施手引書』p.8)

- 法令違反の状態であり、可及的速やかに改善すべきと判断されるもの
- 法令違反の状態ではないが、速やかに改善が必要と判断されるもの
- 大学の目的に照らして、改善が必要と判断されるもの
- 大学一般に期待される水準から見て、改善が必要と判断されるもの

※『自己評価書』においては、(一定の水準に達してはいるものの、)更なる向上・改善に向けて取り組んでいるものも記載

→ 「優れた点」、「改善を要する点」は“積極的に”記述して下さい。

11

「優れた点」「改善を要する点」

- 「優れた点」「改善を要する点」を記述する場合には、その内容を必ず「観点ごとの分析」の中に記述して下さい。

12



資料の引用

例:

・本学の目的は、学則(資料1-1-1-A)において、「……………」と定めている。

資料1-1-1-A

本学の目的は、学術の中心として、……………。

(出典 小平大学学則)

・本学の目的は、『小平大学概要』(別添資料10-1-1-1、p.5)、小平大学ウェブサイト(別添資料10-1-1-2、<http://www.kodaira.u.ac.jp/gaiyou/>)、及び『学生便覧』(別添資料10-1-1-3、p.12)等に記載し、公表…している。

○規則等の資料は概要がわかる部分を本文に貼り付け。
全体版は、必要に応じて別添資料で。



資料について (“認証／選択”評価共通)



必要最小限の添付資料

- 添付資料は、一覧表を付けて見易い形に整理し、バインダー1冊にまとめて下さい。
- 大部の冊子については、自己評価書に記載している内容を確認するのに必要な箇所のコピーを添付し、冊子本体は訪問調査時に閲覧できる様にして下さい。
- シラバス、学生便覧、時間割等は各2部提出して下さい。尚、これらが電子版やWeb上でのみ提供されている場合には、印刷して提出する必要はありません。
- ウェブサイト引用する場合には、原則として、コピーを添付するか又は直接アクセスできる URL を明示して下さい。

15

提出前にチェック

- 自己評価書の記述や引用したデータ、別添資料の情報等について、提出前にもう一度、整合がとれているかなどのチェックをお願いします。

16

個別留意事項 — 認証評価 —

(資料3) 『大学機関別認証評価:自己評価実施要項』
別紙2(p.17~)

17

観点1-1-① 大学の目的

- 「学部、学科又は課程(大学の教育研究上の基本組織)等」ごとに定める。
- 「学則等」とは:「学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式」(大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について(通知):平成19年7月31日)

【関係法令】 ***** 大学設置基準第2条 *****

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

18

観点1-1-② 大学院の目的

○「**研究科、専攻**(大学の教育研究上の基本組織)等」ごとに定める。

【関係法令】 **** 大学院設置基準第1条の2 ****

大学院は、**研究科又は専攻**ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を**学則等**に定めるものとする。

19

観点2-1-①、③ 学部・学科等

○どのような学部、学科(研究科、専攻)で構成されているかについて分析。

●学部、学科(研究科、専攻)の「**教員編成**」については、**基準3**で分析。

●学部、学科(研究科、専攻)の「**教育課程**」については、**基準5**で分析。

20

観点2-1-② 教養教育の体制

○この観点においては、教養教育の**実施体制**について分析。

— 全学共通教育委員会、全学出動態勢、
専門の部局、.

●教養教育の**具体的内容**については、**基準5**で分析。

21

観点2-1-④ 専攻科・別科

○専攻科・別科を設置していない場合は、
“該当なし”と記載

22

観点2-1-⑤ 附属施設等

- 教育活動(大学院課程における研究指導を含む)を直接担う附属施設、センター等について、その役割、機能状況を“**簡潔に**”記述・分析。
- 教育課程の観点からの分析は、**基準5**において記述。

23

観点3-1-① 教員組織

- 教員の所属(例:学部・学科)について記述・分析(**講座制、学科目制にこだわらない**)。
- 責任の所在については、**学部長、学科長(学科主任)**など。

【関係法令】 ****大学設置基準第7条(教員組織)(平成19年度施行)****

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る**責任の所在が明確**になるように教員組織を編制するものとする。

24

観点3-1-② 教員数(学士課程)

○下記を踏まえ、専任でない教員の状況も含めて記述・分析。

【関係法令】

*****大学設置基準第10条(授業科目の担当)(平成19年度施行)*****

1 大学は、**教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任の教授又は准教授に、それ以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。**

*****大学設置基準第13条(専任教員数)／「別表」(平成19年度施行)*****

- 専任教員の数は、学部の種類及び規模並びに大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は**助教**の数を合計した数以上とする。
- 「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含めない。
- 設置基準に定める専任教員数の半数以上は原則として教授とする。

25

観点3-1-③ 教員数(大学院課程)

○専攻ごとの研究指導教員数及び研究指導補助教員数を職位別に明記(『大学現況票』)。

○専門職学位課程においては、「実務家教員」「みなし専任教員」についても記述。

【関係法令等】

*****大学院設置基準第9条／「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」*****

*****専門職大学院設置基準第5条／「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」*****

26

観点3-1-④ 教員組織の活性化

- 例えば、年齢のバランスへの配慮、性別のバランスへの配慮(女性教員の採用に関する数値目標の設定、出産・育児等と教育研究の両立を可能とする制度・体制の整備等)、外国人教員の確保、公募制、任期制、テニユア制度(終身在職権)、サバティカル制度(教員研究休暇制度(海外派遣制度を含む。))や優秀教員評価制度の導入等が考えられるが、
- これらはいくまでも例示であり、大学の目的や規模・特色等に照らして、教員の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているかを分析。

【関係法令】 ***** 大学設置基準第7条 *****

3. 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮するものとする。

27

観点3-2-① 教員の採用・昇格

- 学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また、大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価をどのように実施しているかを含めて分析。

—例えば、抱負・計画書の提出、面接、模擬授業、……

【関係法令等】 ***** 大学設置基準第14条(教授の資格) *****

教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

28

観点3-2-② 教員の業績評価

○いわゆる教員の“業績評価(一般的には「教育」、「研究」、「管理運営」、「社会貢献」の4領域について評価)”について分析。

●「“学生による授業評価”及び、その“授業改善への利用”」は観点8-1-②で分析。

— “学生による授業評価結果”を教員の業績評価に反映させることを妨げるものではない。

29

観点3-3-① 教育支援者等

○教務関係や厚生補導等を担う事務職員、教育活動の支援や補助等を行う技術職員、図書館職員等の配置状況を分析。

○助手等の配置、TA等の教育補助者の配置状況及び活用状況を分析。

●総務、経理等の事務職員はこの観点に含めず、基準9において分析。

*「大学現況票」別紙様式[提出必須]

30

観点4-1-① 入学者受入方針

- 入学者受け入れ方針では「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を示すことが必要。

31

観点4-1-④ 入学者選抜の検証・改善

- 入学者選抜方法の検証、改善の具体的事例について記述・分析。

32

観点4-2-① 入学者数の適正化

- 過去5年間の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数等を、学部・研究科別、**課程別**に記述して下さい(『平均入学定員充足率計算表』)。募集単位別の状況が分かる資料を添付して下さい。
- 学部・研究科レベルで「**1.3倍以上／0.7倍未満**」は評価報告書において「**改善を要する点**」として指摘。
 - 学科・専攻レベルにおいても、指摘する場合あり。
- 上述の状況に該当する場合は、改善を図った具体的事例、今後の改善計画を記述。

33

観点5-1-① 教育課程の編成・実施方針

- 教育課程の編成・実施方針の策定に当たっては、**教育課程の体系化、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化等**について留意。

34

観点5-1-③ 教育課程編成における配慮

○学生が**社会的及び職業的自立を図るために必要な能力**を培うための配慮についても分析。

- ← **キャリア教育に関する“授業科目”を設けなさい**
という意味ではない。

【関係法令等】 ***** 大学設置基準第42条の2(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力培うための体制)(平成23年4月1日施行) *****

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、**社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。**

35

観点5-2-② 単位の実質化

○学生の主体的な学習を促し、必要な学習時間を確保する取組を分析。

- ← **“学習時間の実質的な増加・確保”**(『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～』中央教育審議会答申、平成24年8月)

【関係法令等】

**** 大学設置基準第21条第2項(単位) ****

- 「1**単位45時間**の学修を標準／講義：**15時間を1単位**」

**** 大学設置基準第22条(一年間の授業期間) ****

- 「1年間の授業期間：**35週**を原則」

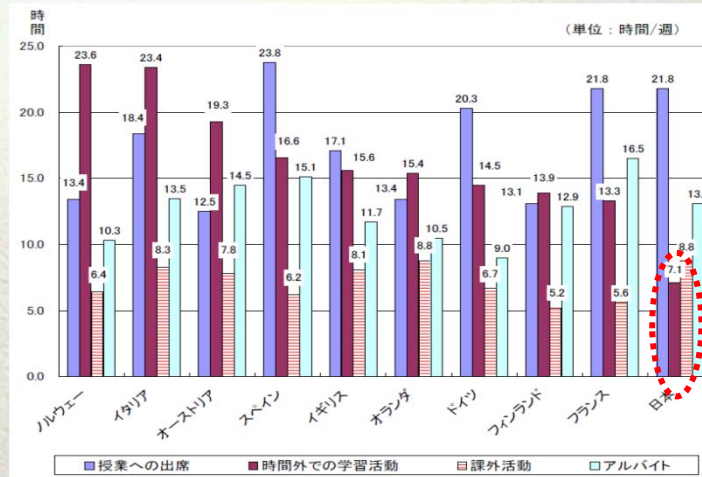
**** 大学設置基準第23条(各授業科目の授業期間) ****

- 「各授業は、10週又は**15週**。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果があげることができると認められる場合は、この限りでない。」(平成25年4月)

**** 大学設置基準第27条の2(履修科目の登録の上限) ****

36

参考：学期中の活動内容の国際比較



(中央教育審議会「学士課程の構築に向けて」(答申)資料2-13より) 37

参考：1日あたり何時間学習？

○設置基準(『質的転換答申』より)

- 卒業要件 = 124単位、1単位 = 45時間 = (授業1時間 + 関連する学習2時間) × 15週(2学期制)
- 1学期で修得すべき単位 = 124単位 ÷ 4年間 ÷ 2学期 = 16単位
- 1学期の学習時間 = 16単位 × 45時間 = 720時間
- 1日の学習時間 = 720時間 ÷ 15週 ÷ 6日 = **8.0時間/日**

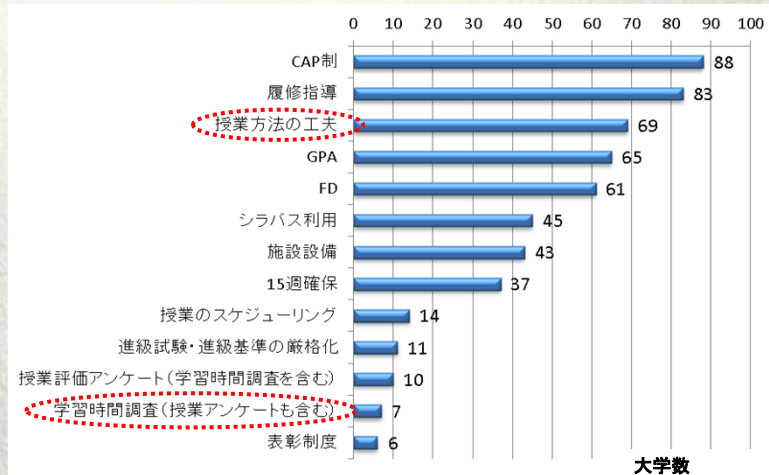
○実情

- **5.8時間弱/日*** ~ **4.6時間/日****

* 中央教育審議会『学士課程答申』資料2-13

** 中央教育審議会『質的転換答申』p. 31~

<参考> 単位の実質化に向けての取組 (第1サイクル)



『進化する大学機関別認証評価—第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善—』(大学機関別認証評価第1サイクル総括報告書)より

観点5-2-③ シラバス

○シラバスが適切に作成されているかについて分析。

- 授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法、成績評価基準、**準備学習等についての具体的な指示**、教科書・参考文献、履修条件等。

○学生の活用（科目選択、準備学習に利用）状況を分析。

【関係法令】

***** 大学設置基準第25条の2(平成20年度施行) *****

大学は、学生に対して、**授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。**

観点5-3-① 学位授与方針

- 学位授与方針において、卒業(修了)生に身に付けさせるべき能力に関する大学の考えを示すことにより、受験者が大学を選択する際や、企業等が卒業(修了)生を採用する際の参考となる。

【関係法令】～ 学位授与方針の公表

*****学校教育法施行規則第172条の2(平成23年4月1日施行)*****

- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ**学生が修得すべき知識及び能力**に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

41

観点5-3-③ 成績評価の厳格性

- 旧観点5-3-②「成績評価等の**正確さ**を担保するための措置が講じられているか」



新観点5-3-③「成績評価等の**客観性、厳格性**を担保するための**組織的な措置**が講じられているか。」

- 「**安易に単位を与えていないでしょうね**」という趣旨です！！

— 現行の大学制度では、個々の授業の成績評価を積み上げて、卒業認定。**厳格な成績評価は大学教育の質保証の原点。**

【関係法令等】 ***** 大学設置基準第25条の2(平成20年度施行) *****

- 2 大学は、**学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。**

42

観点5-1-③、観点5-2-①など

- 文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された取組がある場合には記述のこと。「採択された」という事実だけでなく、その取組が教育にどの様に活かされているかを分析。
支援期間終了後の継続・発展の状況も記述。
- 文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された取組は、原則として、
「優れた点」として評価書に記載。

43

観点5-4-①～5-6-④ ＜大学院課程＞

- 学士課程と同様の観点で分析。

44

観点5-6-④ 学位論文に係る評価基準 ＜修士課程・博士課程＞

- 「学位論文に係わる評価基準（特定課題研究の成果も同様）」とは、“**どのような内容・体裁の論文を可とするか**”を定めたもの。“**学位論文に関わる審査手順／学位論文提出の要件（査読付論文○報）**”ではないことに注意！

【関係法令等】 **** 大学院設置基準第14条の2（平成19年度施行） ****

2 大学院は、学修の成果及び**学位論文に係る評価**並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して**その基準をあらかじめ明示**するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

45

基準6 学習成果（全般）

- 基本的な観点として、4つの観点を用意（第1サイクルと基本的には同じ）。

- この基準では、あくまで「**学習成果の評価結果**」を中心に分析。

～ 評価法の工夫、評価結果を受けての改善・向上に向けた取組については「**観点8-1-①～③**」において分析。

46

観点6-1-① 卒業(修了)状況等

○提出必須データ:

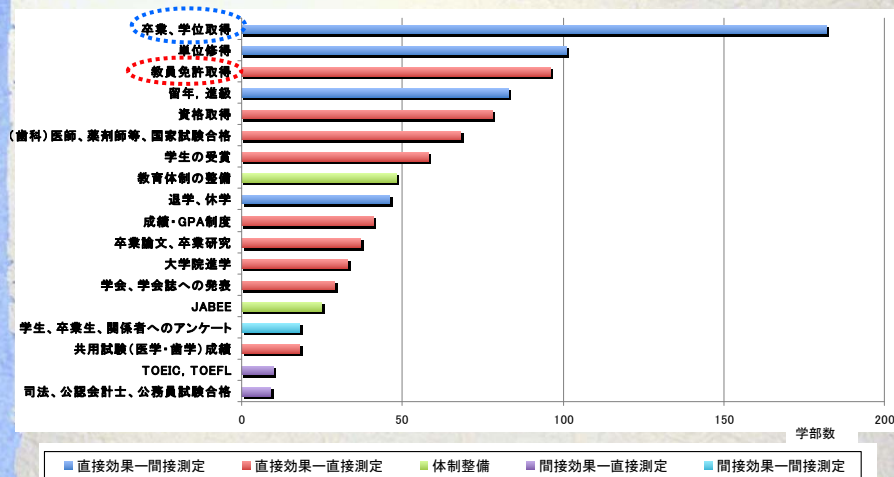
学部・研究科ごとの

- ・ “標準修業年限内卒業(修了)率”
- ・ “「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率”

(過去5年分程度)

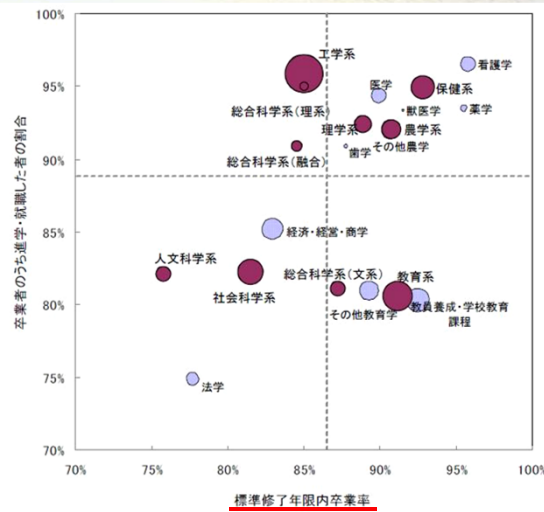
47

<参考：学習成果の評価指標>



([渋井進他](#)、“学習成果に関する標準指標の設定へ向けた検討:国立大学法人評価における評価結果報告書の分析から”、大学評価・学位研究、第13号(2012)、pp.3-pp.18)

<参考:標準修了年限内卒業率と進学・就職率>



(林隆之, "教育成果に関連するデータ・指標":大学評価・学位授与機構「国立大学の教育・研究活動に関する定量的データ・指標に関する基盤的調査」, 2009
<http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afiedfile/2009/06/15/shihyo2009.pdf>)

観点6-1-② 学生の意見聴取

- 旧観点6-1-③ 「授業評価等、学生の意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。」



新観点6-1-② 「学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。」

一 興味深い“達成度評価”の例

- ・達成度調査アンケート(東京大学教養学部:H21/基準6)
- ・学習ポートフォリオによる達成度評価(九州工業大学:H21/基準9)
- ・JCIRP(大学IRコンソーシアム:<http://www.irnw.jp/>)

観点6-2-① 就職・進学状況

○提出必須データ:

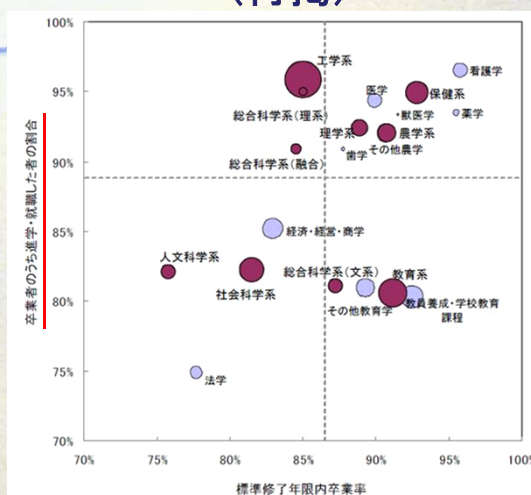
学部・研究科ごとの

- ・ “進学率”
- ・ “就職率(就職者数／卒業(修了)者数)”
- ・ “就職希望者就職率(就職者数／就職希望者数)”

(過去5年分程度)

51

＜参考：標準修了年限内卒業率と進学・就職率＞ (再掲)



(林隆之, “教育成果に関連するデータ・指標”: 大学評価・学位授与機構「国立大学の教育・研究活動に関する定量的データ・指標に関する基盤的調査」, 2009
<http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afiedfile/2009/06/15/shihyo2009.pdf>)

基準6-2-② 卒業(修了)生、就職先の意見

○大学が現在把握している根拠資料・データの中から、間接的又は部分的であっても、状況が客観的に裏付けられるものを示しつつ分析。

- ー 興味深い“卒業(修了)生・企業等の意見聴取”の例
 - ・電気通信大学(H21/基準9)、北海道大学(H21/基準6)
 - ・静岡文化芸術大学(H22/基準6)

53

基準7-1 施設・設備

○観点7-1-①では、施設・設備全般について分析。

- ー ICT環境(例、情報センター等)、図書館については簡潔に。
- ー 耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について分析。

●ICT環境の詳細については観点7-1-②で分析。

●図書館の詳細については観点7-1-③で分析。

54

基準7-2 学生支援

- 観点7-2-②では“**学習支援**”について分析。
- 観点7-2-⑤では“**生活支援(含:就職支援)**”について分析。

【関係法令】 **** 大学設置基準第42条の2(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)(平成23年4月1日施行) ****

大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、**社会的及び職業的自立を図るために必要な能力**を、教育課程の実施及び**厚生補導**を通じて培うことができるよう、大学内組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

- 観点7-2-⑥では“**経済面の援助**”について分析。

55

観点8-1-① 教育の内部質保証システム

- 旧観点9-1-①:「教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。」



(データや資料を**収集・蓄積**するのみでなく、**分析**、更に、**改善・向上**に結びつけるための**体制の整備と機能**)

新観点8-1-①:「教育の取組状況や教育による学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証すると共に、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。」

- 基準8の他の観点は、第1サイクルの基準9の観点と同じ。

56

<参考：基準8 教育の内部質保証システム> 資料12：『Q&A』Q51

- 大学教育において保証されるべき質の対象としては、学生、教育課程の内容・水準、教職員、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式など様々なものがありますが、最終的に保証されるべきは、**大学によって授与される「学位」の質***であり、その保証については、第一義的には、それぞれの大学が責任を持つべきものと考えられます。

*学びの内容と水準

(中央教育審議会大学分科会『中長期的な大学教育のあり方に関する第一次報告』(平成21年6月))

- それぞれの大学は、教育の取組状況や、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について継続的に点検・評価し、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していることが必要です。

57

<参考：基準8 教育の内部質保証システム> 『Q&A』Q51：補足

- 大学教育において保証されるべき質の対象としては、学生、教育課程の内容・水準、教職員、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式など様々なものがありますが、最終的に保証されるべきは、大学によって授与される「学位」の質*であり、その保証については、第一義的には、それぞれの大学が責任を持つべきものと考えられます。

*学びの内容と水準

(中央教育審議会大学分科会『中長期的な大学教育のあり方に関する第一次報告』(平成21年6月))

- ～機構の実施する認証評価の大学評価基準においては「学生(基準4)、教育課程の内容・水準(基準5)、教職員(基準3(+2))、教育・研究環境の整備(基準7)、管理運営方式(基準9)、授与される学位(基準6)」について自己点検・評価を求めている → **大学評価基準に沿って適切に自己点検・評価が出来ていれば、内部質保証の機能的要件は満たされている。**

58

<参考：基準8 教育の内部質保証システム> 『Q&A』 Q51：補足

●それぞれの大学は、教育の取組状況や、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について継続的に点検・評価し、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していることが必要です。

～（認証評価に向けての）『自己評価』の実施体制について分析。

～ただし、その体制が“**認証評価対応（対策？）**”としてではなく、**恒常的に機能**していることが必要。

※ 参照情報：『教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン』（資料10）

59

観点8-1-② 学生による授業評価等

○「学生による授業評価（アンケート）」は、主として、この観点で分析。

○教職員からの意見聴取についても分析。

60

観点9-3-② 外部者による評価

○以下の外部者による評価について記述・分析。

- － **第3者評価**： 大学機関別認証評価(第1サイクル)、専門職大学院認証評価、国立大学法人評価、地方独立行政法人評価、JABEE、
- － **外部評価**： 大学の依頼による外部者による評価(教育プログラム別評価、研究評価)

61

観点9-3-③ 評価結果のフィードバック

○以前に大学機関別認証評価を受けた際に「**改善を要する点**」の指摘を受けている場合、又は、「**設置計画履行状況等調査(アフターケア)**で留意事項」が付されている場合は、**改善に向けた取組や改善状況**について記述・分析。

62

<基準10 教育情報等の公表>

●新設／3つの観点

●法令等により公表が義務づけられている情報

- (1) 教育についての基本情報（学校教育法施行規則第172条の2（平成23年4月1日施行））
- (2) 自己点検・評価の結果（学校教育法第109条第1項）
- (3) 財務諸表等の情報（各大学を設置する法人に適用される関係法令（『Q&A:66』参照））

（学校教育法第113条については、『Q&A:65』参照）

63

*****学校教育法施行規則第172条の2

（平成23年4月1日施行）*****

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

観点10-1-①

- 一 大学の教育研究上の**目的**に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

観点10-1-②

- 四 **入学者に関する受入方針**及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

64

*****学校教育法施行規則第172条の2

(平成23年4月1日施行):続*****

- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ**学生が修得すべき知識及び能力**に関する情報を積極的に公表するよう**努めるものとする。**

観点10-1-②

65

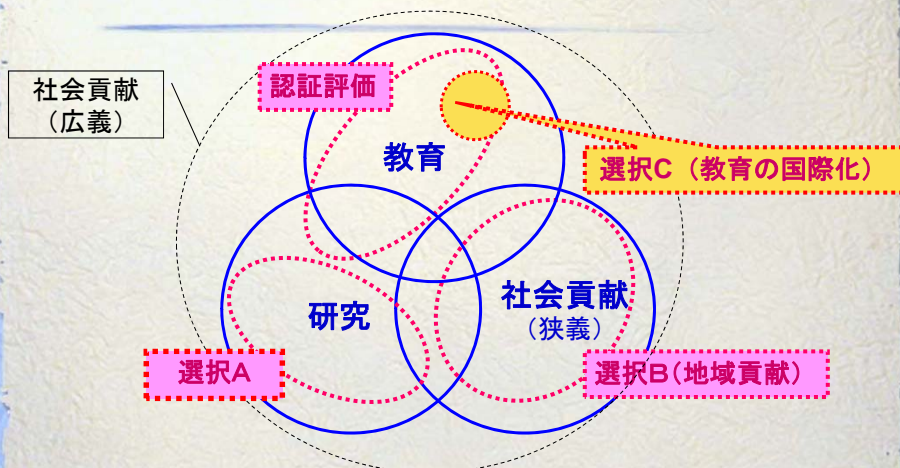
個別留意事項 — 選択評価 —

(資料8) 『大学機関別選択評価:自己評価実施要項』

別紙2

66

“認証評価”と“選択評価”



- 平成19年「学校教育法」改正：第83条2項「... その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与」

67

選択評価事項A — 研究活動の状況 —

(資料8) 『大学機関別選択評価：自己評価実施要項』
別紙2(p.17～)

68

観点群 A-1-①～③

○大学全体について分析。

- 観点A-1-①: 研究の実施体制及び支援・推進体制
- 観点A-1-②: 研究活動に関する施策
- 観点A-1-③: 研究活動に関する検証・改善の取組

69

A-2-① 研究の活発さ（量）

○部局別の記述をした上で、大学全体としての総括を記述。

○必須データ: 研究出版物数、研究発表数、その他の成果物の公表件数、科学研究費補助金の申請件数(過去5年分程度)

70

A-2-② 研究の質

○部局別の記述をした上で、大学全体としての総括を記述。


○必須データ：受賞件数、特許等の取得件数、科学研究費補助金の獲得件数・金額（過去5年分程度）

71

A-2-③ 社会・経済・文化の発展への寄与（社会貢献）


○部局別の記述をした上で、大学全体としての総括を記述。

72



選択評価事項B — 地域貢献活動の状況 —

(資料8) 『大学機関別選択評価:自己評価実施要項』
別紙2(p.21～)




73



●地域貢献活動の例

- 正規課程の学生以外への教育サービス・学習機会の提供
- 産業界との協力による地域産業の振興への寄与
- 国・地方公共団体・民間団体との連携による地域社会づくりへの参画

●「地域」の範囲は、特に、限定しない。

- 大学の目的や状況に応じて適宜判断
- 

74

観点群 B-1-①～④

○各観点において“PDCA”の順に記述・分析。

- － 観点B-1-①“P”： 計画
- － 観点B-1-②“D”： 実施
- － 観点B-1-③“C”： 検証
- － 観点B-1-④“A”： 改善の取組

○“P”「計画」と“D”「実施」とを明確に区別することが求められている。

○観点B-1-② 提出必須データ:各活動の実施状況が確認できる資料(公開講座等の開催回数・参加者数、図書館の利用者数、企業との共同により開発された製品数、参画した審議回数・委員数等)
(過去5年分程度)

75

選択評価事項C

— 教育の国際化の状況 —

(資料8) 『大学機関別選択評価:自己評価実施要項』

別紙2(p.23～)

76

○教育の国際化に向けた活動を、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の3つの視点から分析。

○教育の国際化に向けた活動例

「国際的な教育環境の構築」

－ 国際化に対応可能な組織体制の整備、教育内容・方法の国際化 等

「外国人学生の受入」

－ 外国人学生の受入実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

「国内学生の海外派遣」

－ 国内学生の派遣実績、教育課程編成・実施上の工夫 等

77

観点群 C-1-①～④

○各観点において“PDCA”の順に記述・分析。

- － 観点C-1-①“P”： 計画
- － 観点C-1-②“D”： 実施
- － 観点C-1-③“C”： 検証
- － 観点C-1-④“A”： 改善の取組

○自己評価書の作成に当たっては、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の流れがわかるように記載。

78

観点群 C-1-①～④ (続)

○観点C-1-② 提出必須データ:

- ・外国人学生の受入の実施状況が確認できる資料

「外国人学生受入実績票」

- ・国内学生の海外派遣の実施状況が確認できる資料

「国内学生海外派遣実績票」

○観点C-1-③ 提出必須データ:

- ・卒業(修了)の状況、単位修得・受講状況等が確認できる資料(過去3年分程度)

○観点C-1-④ 提出必須データ:

- ・大学機関別認証評価の自己評価書・評価報告書(直近のもの)※提出部数は別途指示。

79

選択評価事項における“評価”

(資料9) 『大学機関別選択評価 評価実施手引書』

●目的の達成状況を中心に4段階で評価。

極めて良好である (S)

良好である (A)

おおむね良好である (B)

不十分である (C)

●選択評価事項Cにおいては、目的の達成状況の評価に加え、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の各項目の水準を4段階で評価。

一般的な水準を卓越している (S)

一般的な水準を上回っている (A)

一般的な水準にある (B)

一般的な水準を下回っている (C)

80

選択評価事項C「教育の国際化の状況」 における水準評価

- 選択評価事項C「教育の国際化の状況」における水準判定は、『**選択評価事項C 水準判定のガイドライン（案）**』（資料11）に基づいて実施する。
- 「一般的な水準にある」とは、**日本の大学の平均的な取組状況**をいい、ガイドラインの別紙『**教育の国際化に向けた取組の実施状況一覧**』に示す。

81

選択評価事項C「教育の国際化の状況」 における水準評価（続）

- 外国人学生の受入**：「一般的な水準にある」
 - ・ 受入実績が概ね**50～150人**、又は、在籍者数の**2～4%**程度。ただし、学習成果が上がっていること。
 - ・ また、**概ね下記の取組**を実施し、相応の成果を上げている。
.....（略）.....
- 国内学生の海外派遣**：「一般的な水準にある」
 - ・ 海外派遣実績が概ね**15～50人**、又は、在籍者数の**0.5～1.5%**程度。ただし、学習成果が上がっていること。
 - ・ また、**概ね下記の取組**を実施し、相応の成果を上げている。
.....（略）.....

82



認証評価／選択評価は
大学と
大学評価・学位授与機構との
信頼関係に基づく協同作業

ご不明な点は
ご遠慮無くお問い合わせください！